

第1章 共通事項

第1条 (会員規約)

第1項 本規約は、横浜マリノス株式会社（以下「当社」といいます。）が運営する有料会員組織（以下「本会」といいます。）に適用します。本会は、シーズンチケット会員、トリコロールメンバーズにおいて、当社が提供するサービスを利用する際の一切に適用されます。

第2項 トリコロールメンバーズは、プレミアム会員、ゴールド会員、レギュラー会員、ジュニア会員で構成されます。

第3項 本会に入会申込をする際には、Jリーグ ID の取得が必須となります。

第4項 本サービスに付随する全てのサービス Jリーグ ID、ワンタッチパス(Jリーグが導入している Jリーグ全試合対象観戦記録システム)、Jリーグチケット(ぴあ株式会社及び公益社団法人日本プロサッカーリーグが運営する Jリーグチケット販売サイト)、EC サイト等のサービスを含む)を利用する場合には、会員はそれぞれのサービスで定められる規約、ポリシー等を確認し、それらに従うものとします。

<https://auth.jleague.jp/contents/agreement.html>

<https://www.jleague-ticket.jp/site/agreement>

第2条 (規約の範囲)

第1項 当社が本規約の他に別途定める各サービスの利用規約等（以下総称して「利用規約等」といいます。）は、名目の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。

第2項 本規約本文の定めと、利用規約等の定めとが異なる場合は、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

第3条 (本規約の内容及びサービスの変更)

当社は以下の場合に、当社の裁量により、利用規約を変更することができます。

第1項 利用規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。

第2項 利用規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

第4条 (当社からの通知)

本規約及び本サービス内容の変更等に関する会員に対する通知は、別途定めがある場合を除き、当社の公式サイト、その他当社が適切と判断する方法によりご案内した時点から、その効力を発するものとします。

第5条 (会員)

本規約における会員とは、本規約の内容を承諾の上、第1章 第6条に定めた所定の本会への入会申込を行い、当社が入会を承認した方とします。複数名で入会申込を行った会員含め、全ての会員は、入会申込の時点でこの規約の内容に合意しているものとみなされます。また、海外在住で本会員に入会申込をした場合、特典の受領方法等で一部受けられないサービスがあることを承諾したものとします。

第6条 (入会の承認及び取消)

当社は、前条の入会申込者が下記の何れかに該当する場合を除いて、その申込を承認し、入会申込者は、当該承認の後、会員として本サービスを利用することができるものとします。

本会の入会承認は、電子会員証の交付、または IC カードと情報シール（以下2つを総称して「カード会員証」といいます）をもって承認するものとします。ただし、当該承認後に会員が下記の何れかに該当していることが判明した場合、当社は事前に通知することにより、その会員登録を抹消し、該当会員の会員資格を取り消すことができるものとし、その場合、第1章 第15条 第2

項の定めにより年会費を返却しません。

第1項 入会申込時の記載事項に虚偽、誤記、記入漏れ等がある場合

第2項 入会申込者が実在しない場合

第3項 入会申込者が法人、団体等である場合

第4項 入会申込者の承諾なくして他人が申込んだ場合

第5項 入会申込者がいわゆる暴力団組員、構成員や関係者であると当社が認める場合

第6項 入会申込者による入会申込の目的が、いわゆるダフ屋行為(入場券等の不当な売買行為)、又はショバ屋行為(座席等の不当な占拠行為)である、若しくは入会申込者がいわゆるダフ屋行為、又はショバ屋行為の常習者であると当社が認める場合

第7項 過去に入会及び退会を繰り返しており、それらが不適切なものであると当社が判断した場合

第8項 入会申込時において、18歳未満の未成年者がその保護者の同意を得ずに入会した場合

第9項 本会の年会費の決済方法として、入会申込者が指定したクレジットカード等、入会申込者が指定した決済手段が無効である場合

第10項 本規約又は利用規約等に違反した場合

第11項 その他、会員として不適切であると当社が認める場合

第7条 会員資格の有効期間

第1項 本会の会員資格の有効期間は、1年間（当該年度の1月1日から12月31日まで）とします。

第2項 前項の期間中に入会または継続の手続きを行われた方の有効期間は、当社の入金確認日から当該年度の12月31日までとします。

第3項 本会の会員は、第1章 第8条に定める会員資格の自動更新が行われる場合を除き、本会の会員資格の有効期間満了の日をもって自動的に退会するものとします。

第8条 (会員資格の自動更新)

第1項 インターネット、現地受付の専用アプリよりクレジット決済にて入会されたシーズンチケット購入者及び、トリコロールメンバーズ、または会員専用マイページにてクレジットカード情報を登録している会員は、当社が別途指定する期日までに所定の退会手続きがとられない限り、次年度の年会費決済が完了した時点で本年と同じシーズンチケット席種、トリコロールメンバーズカテゴリにて会員資格を次年度も更新するものとします。ただし、トリコロールメンバーズ ジュニア会員は中学生以下限定の会員カテゴリのため、翌年度に16歳になる会員は、レギュラー会員として継続されます。自動継続を実施しない場合は、次年度継続案内送付時に通知するものとします。

第2項 本条により、会員資格の更新となった会員は、会員規約その他各サービスの利用規約を承諾したものとみなされません。

第3項 クレジットカードの有効期限切れなどその他の理由により自動継続の決済が完了しなかった会員は、当社が別途定める期間内に、再決済の手続きを行った場合に限り、自動更新されるものとします。

第9条 (退会)

第1項 会員は、随時、所定の手続きを行うことにより本会を退会することができます。退会と同時にその諸権利を失うものとします。

第2項 会員資格は一身専属のものとし、当社は会員の死亡を知り得た時点をもって、当該会員から退会申出があったものとして取扱います。

第3項 当社は、会員が第1章 第12条から第14条に定める義務を怠った場合、会員に事前に通知することなく、退会の処分を行うことができます。

第4項 退会した際、年会費は返却いたしません。

第10条（会員証の発行及び紛失、盗難等）

第1項 本会の会員に対して、電子会員証、またはカード会員証を発行いたします。その際、当社が会員毎に会員番号（以下「ID」といいます。）を設定します。ただし、会員が自身のIDを自由に選択することはできません。

第2項 会員証は、当該会員に限り利用可能とし、会員による本サービス利用の際には必ずご提示いただきます。ご提示がない場合、本サービスを受けることができないこととします。

第3項 会員は、会員証の紛失、盗難等の場合、直ちに第1章 第27条記載の「横浜F・マリノス トリコロールメンバーズ事務局」宛に連絡するものとします。

第4項 前項の会員証の紛失、盗難等に伴い、会員が希望する場合、別途定める再発行手数料を当該会員にご負担いただくことにより、当社は、会員証を再発行します。その際、身分証明書、会員を証明する何らかの証明書を提出願います。

第5項 会員証再発行手続き後の再発行手数料の返金、再発行前の会員証は利用することはできません。

第11条（会員個人情報の変更）

第1項 会員は、第1章 第5条の入会申込時に届け出た住所、電話番号、電子メールアドレス等の内容に変更がある場合、速やかにその内容を当社所定の方法により、第1章 第27条記載の「横浜F・マリノス トリコロールメンバーズ事務局」宛に届け出ることとします。

第2項 会員は、その住所の変更に際して郵便局に対して転居届を提出する等、当社から会員宛の送付物の送付先である住所地の変更手続きに細心の注意を払うものとしこれらの注意を怠ることにより発生する送付物の再発送料金等をすべて負担するものとします。

第3項 婚姻等による姓の変更等、当社が特別に承諾した場合を除き、会員は入会申込時の届出内容である氏名を変更することはできないものとします。

第4項 入会申込時の届出内容及び第1章 第11条の変更届出に関する責任はすべて会員が負うものとし、それらが原因となり発生する情報、送付物等の不到達その他の不利益に関して、当社は一切の責任を負いません。

第5項 複数名で申し込みを行う会員のうち、同行者は当社に提供する全ての個人情報を代表者に委任するものとし、登録情報を代表者に開示することに対して、承諾するものとします。

第12条（自己責任の原則）

第1項 会員は、自己の責任のもとで本サービスを享受・利用するものとし、本会に対して何等の迷惑、又は損害を与えないものとします。

第2項 本サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合、又は会員と第三者の間で紛争が生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用をもってこれを解決するものとし、当社はいかなる責任をも負わないものとします。

第3項 会員は、他者の行為に対する要望、疑問、若しくはクレームがある場合は当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。

第4項 当社は、本会及び本サービスの利用により発生した会員の損害一切に対し、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

第5項 当社以外の第三者が会員に対して提供するサービス等の利用に関連して会員が損害を受けた場合、当社はいかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

第13条（営業活動の禁止）

第1項 「譲渡サービス」、「リセールサービス」によらず、会員が購入したチケットまたはチケット発券時に必要となる番号（いずれもシーズンチケットに限定されない。）を営利目的で第三者に転売すること、および第三者に転売の委託をすることを禁止します。

第2項 「ダフ屋」行為や各種メディアを用いた第三者へのチケット転売行為を営利目的の転売行為と見なし、それらの行為を行った場合、または行おうとした場合には前項に違反するものとします。

第3項 会員が前二項に違反し、弊社が必要であると判断した場合にはチケット予約申込みを無効とし、会員を退会処分とさせる場合があります。また、興行主が自らの判断で購入済みのチケットを無効とし、チケット代の返金を認めず、入場を認めないことがあります。既に入場している場合には退場を命じられることもあります。

第14条（その他の禁止事項）

当社は、会員が次の行為を行うことを禁止します。

第1項 本会及び本サービスの内容に関する著作権、商標権、肖像権等の知的所有権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為

第2項 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれがある行為

第3項 第三者になりすまして本会に入会する行為

第4項 他の会員になりすまして本サービスを利用する行為

第5項 会員証、ID、パスワード、当社が定める会員権利、記念品、招待券、等の郵便物、プレゼント賞品等を第三者に営利目的により転売する行為

第6項 当社又は第三者を誹謗中傷する行為

第7項 当社又は第三者に不利益を与える行為又はそのおそれがある行為

第8項 本会の運営を妨げるような行為

第9項 前各号の他、本規約、「横浜F・マリノス サッカー試合運営管理規程」、「Jリーグ統一禁止事項」、法令又は公序良俗に違反する行為、若しくはそれらのおそれがある行為

第10項 前各号の行為を第三者に行わせる行為

第15条（年会費）

第1項 第1章 第7条の有効期間に対応する本会は、各カテゴリごとに定めた年会費をお支払いいただきます。新規入会時にカード会員証の発行について選択することができ、カード会員証を発行する場合は、別途カード発行手数料をお支払いいただきます。その他上記以外の利用料金の支払いを要する任意の有料サービスを行う場合、当社は、別途その利用料金を定めて会員に対して明示します。

第2項 当社は、理由の如何を問わず年会費を会員に対して返却いたしません。ただし、シーズンチケット購入者においては、払戻試合が発生した場合はその限りではありません。

第3項 当社負担の記載をしている手数料を除き、入会及び、会員証再発行等の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、会員の負担とします。

第16条（会員ID及びパスワード発行）

第1項 会員が、会員専用マイページ（以下「マイページ」といいます。）を利用するにはJリーグIDの取得、及び会員登録情報の入力が必要となります。なお、JリーグIDは公益社団法人日本プロサッカーリーグが運営するサービスとなり、その利用条件はJリーグID利用規約のとおりです。

第2項 会員は、前項のパスワードを変更する場合JリーグIDメインメニューより変更することができます。

第3項 ID及びパスワードは、当該設定・発行を受けた会員のみが使用できるものとし、その使用及び管理に関し、会員が

一切の責任を持つものとします。

第4項 当社は、ID 及びパスワードが第三者に使用されたことにより当該 ID 及びパスワードの設定・発行を受けた会員及び第三者が被る損害に関し、当該会員の故意過失の有無にかかわらず、一切の責任を負わないものとします。

第5項 当社は、前項の不正使用によりなされた本会のサービスの利用について、当該会員によりなされたものとみなすものとし、その限りにおいて当該会員は全ての責任を持つものとします。

第6項 会員は、ID 及びパスワードが第三者により使用されていることが判明した場合、直ちに第27条記載の「横浜 F・マリノス トリコロールメンバーズ事務局」宛に連絡するものとし、当社からの指示がある場合にはそれに従うものとします。

第17条（特典）

第1項 会員特典、及び配送方法に関しては、当社が定めることとします。

第2項 電子メール、送付物等が会員の事情又は、会員が契約する携帯電話会社の事情により会員に到達しない場合、当社は、会員特典に関する受付期間延長等の対応等をいたしません。

第3項 ご登録いただく住所については、必ず、郵便物及び宅急便等において受領できるご住所のご登録をお願いします。前記の受領ができない住所をご登録頂いたことにより当社が指定する配送方法で会員特典等をお届けできない場合、個別の配送方法の指定はできず、当社は責任を負わないものとします。

第4項 第1章 第20条 第1項で定める不可抗力により会員特典の履行ができない場合においては当社は責任を負わないものとします。

第18条（ID 及びパスワード使用の停止等）

第1項 当社は、次の何れかに該当する場合、当該会員の下承を得ることなく、当該会員に対して設定・発行した ID 及びパスワードの使用を停止する場合があります。

- (1) 電話、FAX、電子メール、送付物等の手段により会員と連絡を取ることができない場合
- (2) 第三者により ID 又はパスワードが不正に使用されている場合、又はそのおそれがあると当社が認める場合
- (3) 第1章 第6条に定める会員資格の取消事由に該当するおそれがあると当社が認める場合
- (4) その他当社が緊急性が高いと認める場合

第2項 当社が前項の措置を取ることにより当該会員がサービスを利用することができず、それにより会員に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第19条（本会の終了）

第1項 当社は、三か月前までに会員に対して告知することにより、当社の裁量で本会を閉会し、会員に対するサービスの提供を中止することができます。

第2項 前項の場合、年会費の一部を会員に対して返却いたします。返却する金額は別途当社が定めるものとします。

第20条（免責）

第1項 当社の合理的な制御を超える事由（「不可抗力」）によって本規約上の義務を履行できない場合には責任を負わないものとします。かかる事由は、嵐、台風、洪水、地震、火災などの天災地変、政府機関の行為、法令の順守、戦争（宣戦布告の有無を問わない）、海賊、反乱、革命、暴動、ストライキ、ロックアウト、伝染病や感染症の拡大等を含み、これらに限られません。

第2項 当社は、以下のいずれかの事由が発生した場合には、会員に通知することなく、一時的に本会のサービスの全部または一部の提供を中断することがあります。

- (1) 設備等の保守を定期的または緊急に行う場合
- (2) 火災、停電等によりサービスの提供ができなくなった場合

(3) その他、運用上または技術上、当社がサービスの一時的な中断が必要と判断した場合

第3項 当社は、前項各号のいずれか、またはその他の事由により本サービスの全部または一部の提供に遅延または中断が発生し、これに起因して会員または第三者が被った損害に関し、一切責任を負いません。

第21条（会員に関する情報の取り扱い）

当社は、会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス、本サービスの利用履歴等会員に関する情報（以下これらを総称して「会員情報」という。）を取得・保有するものとし、会員情報の保護に必要なかつ適切な措置を講じることとします。

第22条（会員情報の利用目的）

会員情報の利用目的は次の各号のとおりとします。

- (1) 本会の会員向け会員証及び会員特典発送等本サービスの提供
- (2) 本会及び本サービスに関するお客様サポート
- (3) 会員の特典、サービス利用時のご本人認証
- (4) 当社が提供するマイページのご本人認証
- (5) 以下のお知らせを会員宛に電子メール、郵便又は当社の業務先より送付すること
 - a. 当社の主催試合、イベント、商品、サービスなどのお知らせ及び弊社クラブスポンサーからのお知らせ
 - b. 本会継続手続きのお知らせ
 - c. その他新しいサービスや情報等のお知らせ
- (6) 当社が会員を特定することができない形式により対外統計資料として提供すること

なお、会員資格終了後も当社は会員情報を上記の目的で利用いたします。

第23条（個人情報の第三者提供）

当社は、法令に基づく場合や、前条に記載のある場合、その他「個人情報保護に関する法律」に定める場合を除き、当社が取得する会員の個人情報を、会員の同意を得ないで第三者（当社が本会に関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く。）に対して提供しないものとします。

ただし、データ分析活用ツール（DMP（Data Management Platform）、MA（Marketing Automation）等）を用いたマーケティング活動を実施することを目的として、Jリーグ（公益財団法人日本プロサッカーリーグ並びにその関連会社及び同社の子会社をいいます。）に対して、シーズンチケット、ファンクラブ、及びチケット購入者及びチケット利用者の個人情報の全部または一部（会員の氏名、住所、電話番号、性別、年齢等）を提供することがあります。

第24条（会員の肖像権の使用）

当社は、当社が会員に対してイベント等の特典を提供する際、当該特典に参加する会員の氏名・肖像・声等を記録・録画・録音し、広報宣伝を目的として、テレビ・新聞・ラジオ・雑誌・インターネット等で放送、掲載、配信等を行うことができます。会員はこれらの利用について異議を述べません。

第25条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第26条（専属的合意管轄裁判所）

当社及び会員は、当社と会員との間で本規約、本会及びサービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合、当社の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第27条（問合せ先）

本会、本規約についてのお問合せ、又本規約に基づく通知は、次の宛先までお願いします。

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-6-3 DSM 新横浜ビル 5階

横浜マリノス株式会社 トリコロールメンバーズ事務局

公式サイト <https://www.f-marinos.com>

電子メールアドレス info@yokohama.marinos.co.jp

第2章 シーズンチケット会員

第1条（観戦権利）

シーズンチケットの観戦権利は、当社が主催する日産スタジアム開催の明治安田 Jリーグを対象とします。以下のいずれかの事由が生じた場合、第2章 第3条に基づき、会員に対して代金の一部を返金いたします。

- (1) Jリーグとの協議の結果、無観客試合と決定された場合
- (2) その他、社会情勢の変化その他の事由から観客やチームの安全が担保できない等、シーズンチケット観戦権利を適切に行使できないとクラブが判断した場合

第2条（試合数確定に伴う追加決済、および払戻）

第1項 前条第1項のシーズンチケットの観戦権利の試合数は、当該シーズン開幕前にJリーグの日程発表をもって決定します。そのため、シーズンチケット販売開始時は、当社が年度ごと定める暫定試合数における販売価格にて販売を開始します。日程発表後、シーズンチケット観戦権利の試合数が暫定試合数よりも多かった場合は、不足試合数分を追加でお支払いいただきます。また、暫定試合数よりも少なかった場合は、余剰試合数分を返金いたします。なお、日程発表時はシーズンチケット対象試合の場合も、シーズン途中の日程変更により、対象外試合へ変更する場合もございます。

第2項 前項の追加決済の実施方法については、当社にて決定し公式サイトにてご案内することといたします。追加決済が出来ない場合、第1項の暫定試合数に相当する分の観戦権利しか行使できず、不足試合数に相当する分の観戦権利は行使できません。上記の観戦権利を行使できない試合は、購入者が指定することはできず、シーズンチケット対象試合の最後の試合から順に当社が定めるものとします。

第3項 前々項の払戻の実施方法は、払戻決定次第、当社公式サイトにてご案内いたします。

第3条（本条第1条による払戻）

第1項 払戻を行う場合、当社公式サイトに詳細を掲載し、第2章 第1項に定めた払戻対象試合数を下記の算出方法により返金します。

$(\text{販売価格} - \text{運用コスト } 4,000 \text{ 円}) \div \text{シーチケ対象試合} \times \text{払戻対象試合数}$

第2項 前項の返金方法は、シーズン終了後にまとめて返金することとします。払戻期限は当社公式サイトにて案内します。

第3項 当社公式サイトで案内する払戻期間を過ぎた場合は、払戻を辞退したものとみなします。

第4項 試合開催時のJリーグ感染症ガイドライン（プロトコル）の変更、または、試合開催日程の変更など、第2章 第1条に定める事項以外の場合には、払戻は行いません。

第4条（譲渡等）

第1項 当社が実施するシーズンシートの「譲渡サービス」をご利用いただく場合のみ、第三者へ観戦権利を譲渡できるものとします。観戦権利とはシーズンチケット購入者に付与される、当社指定のホームゲームを観戦する権利のことをいいます。譲渡サービスとは、会員本人が会員専用マイページより当社が定めた所定の手続きを行うことにより、当該試合

に限り観戦権利を第三者へ無償で譲渡できるサービスです。譲渡元、譲渡先が損害を受けた場合、当社は一切の責任を負いません。

第2項 有償で第三者へ譲渡する場合は、当社が実施するシーズンチケットの「リセールサービス」をご利用いただきます。リセールサービスとは、会員本人が会員専用マイページより当社が定めた所定の手続きを行うことにより、当該試合に限り観戦権利を第三者へ有償で販売することができるサービスです。

第3項 譲渡サービス、リセールサービスの申込方法などサービスに関する詳細は、弊社公式サイトで別途通知いたします。

第4項 観戦権利以外の特典につきましては、譲渡サービス、リセールサービスの対象ではありません。

第5項 譲渡サービス、リセールサービスに関連して会員が損害を受けた場合、当社はいかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

第5条（観戦権利の停止）

第1項 シーズンチケット購入者に本規約違反、法令違反、他のお客様に対する迷惑行為その他のシーズンチケットとして不適当と認められる事由があると当社が合理的に判断した場合、当社は、ホームゲームの残試合数にかかわらず、シーズンチケットの観戦権利を停止し、以後のシーズンチケットの購入を禁止することができます。

第2項 前項に基づいて観戦権利を停止した場合、当社は、代金の返還その他のいかなる補償も行いません。

附則

本規約は、2013年11月1日から施行します。

本規約は、2015年10月1日改定しております。

本規約は、2016年10月1日改定しております。

本規約は、2017年11月1日改定しております。

本規約は、2018年11月29日改定しております。

本規約は、2019年1月10日改定しております。

本規約は、2019年11月12日改定しております。

本規約は、2020年3月31日改定しております。

本規約は、2020年11月30日改定しております。

本規約は、2022年9月28日改定しております。

本規約は、2023年10月20日改定しております。

本規約は、2024年10月1日改定しております。